

一級河川淀川水系の指定水域における船舶等の通航に関する指導指針

(趣旨)

- ・この指針は、次の表に掲げる水域における船舶等の通航に係る指導に必要な事項を定めるものとする。

河川名	水 域		
旧淀川 (大川、堂島川)	毛馬橋下流	{ (左岸) 大阪市都島区毛馬町一丁目1番地先 (右岸) 大阪市北区長柄東二丁目9番地先 }	から
	船津橋	{ (左岸) 大阪市北区中之島六丁目4番地先 (右岸) 大阪市福島区玉川三丁目2番地先 }	上流まで
寝屋川	第二寝屋川合流点	{ (左岸) 大阪市中央区城見一丁目1番地先 (右岸) 大阪市都島区片町一丁目1番地先 }	から
	旧淀川合流点	{ (左岸) 大阪市中央区大手前一丁目7番地先 (右岸) 大阪市都島区網島町2番地先 }	まで
第二寝屋川	大阪環状線橋梁	{ (左岸) 大阪市中央区大阪城3番地先 (右岸) 大阪市中央区城見一丁目4番地先 }	下流から
	寝屋川合流点	{ (左岸) 大阪市中央区大阪城3番地先 (右岸) 大阪市中央区城見一丁目1番地先 }	まで
土佐堀川	旧淀川からの分派点	{ (左岸) 大阪市中央区北浜東1番地先 (右岸) 大阪市北区中之島一丁目1番地先 }	から
	端建蔵橋	{ (左岸) 大阪市西区川口一丁目1番地先 (右岸) 大阪市北区中之島六丁目4番地先 }	上流まで
木津川	旧淀川からの分派点	{ (左岸) 大阪市西区土佐堀三丁目5番地先 (右岸) 大阪市西区川口一丁目1番地先 }	から
	大浪橋	{ (左岸) 大阪市浪速区木津川一丁目10番地先 (右岸) 大阪市大正区三軒家東一丁目12番地先 }	上流まで
東横堀川	土佐堀川合流点から 大阪市中央区島之内二丁目20番地先まで		
道頓堀川	(左岸) 大阪市中央区瓦屋三丁目46番1地先 (右岸) 大阪市中央区島之内二丁目20番29地先 } から 木津川への合流点まで		

(定義)

- ・この指針において、用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 船舶 通航の用に供する舟（ボードセーリングを含み、旧淀川（大川、堂島川）、寝屋川、第二寝屋川、土佐堀川、木津川においては、教習艇を除く。）をいう。

- (2) 船舶等 船舶及びいかだをいう。
- (3) 動力船 機関を用いて推進する船舶（機関のほか帆を用いて推進する船舶であつて帆のみを用いて推進しているものを除く。）をいう。
- (4) 非動力船 動力船以外の船舶をいう。
- (5) 運転不自由船 船舶の操縦性能を制限する故障その他の異常な事態が生じているため、他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。
- (6) 作業船 次に掲げる操縦性能を制限する作業に従事しているため、他の船舶の進路を避けることができない船舶をいう。
- ①河川施設、橋梁施設等の敷設、保守、引揚げ等の作業
 - ②しゅんせつ、測量その他の水中作業
 - ③水面清掃等水面上の作業
 - ④いかだ又は台船等の曳航運搬作業
- (7) 特殊用務船舶 河川管理者の業務に使用する船舶、警察の業務に使用する船舶、消防の業務に使用する船舶その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶をいう。
- (8) 教習艇 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の12の規定により国土交通大臣の指定を受けた者が実施する小型船舶操縦試験又は小型船舶操縦士免許の取得を目的とする教習を実施中の船舶をいう。
- (9) 河道 河川において現に流水が存する部分をいう。
- (10) 本川 河道が交差している河道のうち最も幅が広く、かつ、流量が多い河道をいう。
- (11) 支派川 河道が交差している河道のうち本川以外のものをいう。
- (12) 汽笛信号 蒸気、圧縮空気、電気等の動作によって音響を発する信号をいう。
- (13) 通航特別区域 河川のわん曲や狭小、また、桁下の低い橋梁が連続するなど特に見通しが悪い区域で、船舶の通航方法に加えて別途通航方法を制限する区域をいう。
- (14) 水門施設管理区域 東横堀川水門及び道頓堀川水門の管理に支障が生じないようにするため船舶等の通航方法を制限する区域をいう。

(船舶等の通航方法)

- ・河道を通航する船舶等は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、できる限り右側に寄って通航するものとする。ただし、作業船にあつてはこの限りでない。

(動力船の通航方法)

- (1) 前方にある船舶等を追い越そうとする後方の動力船（以下「追越し船」という。）は、追越し時に危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の通航に支障を与えないよう十分な距離を保ちつつ追い越すものとする。
- (2) 河道を横切る動力船（作業船を除く。）は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとする。
- (3) 動力船は、河口から河川を上流に向けて通航するものが航路を譲るものとする。

(4) 動力船は、通航又は船着場への接岸に当たっては、接触又は航走波による次に掲げる支障を与えないようにするものとする。

①行き会いその他の通航時における他の船舶等の通航への著しい支障

②ボートこぎ、釣り、水遊びその他の河川の使用への著しい支障

③河川、河川管理施設又は工作物の損傷

④河川工事への支障

⑤河岸の損傷

⑥河川環境の悪化

(5) 動力船が真向かい又はほとんど真向かいに行き会う場合において衝突するおそれがあるときは、互いに他の動力船の左舷側を通過することができるように、それぞれの針路を右に転じるものとする。ただし、一方の動力船が作業船又は喫水や船舶の構造条件から航路が制限される船舶である場合は、この限りでない。

(6) 動力船が互いに進路を横切る場合において衝突するおそれがあるときは、他の動力船を右舷側に見る動力船は、当該他の動力船の進路を避けるものとし、かつ、やむを得ない場合を除き、当該他の動力船の船首方向を横切らないものとする。ただし、一方の動力船が作業船である場合は、この限りでない。

(7) 河道が交差している地点において、支派川を通航している動力船は、本川を河道に沿って通航している他の動力船の進路を避けるものとする。ただし、支派川を通航している動力船が作業船である場合は、この限りでない。

(非動力船の通航方法)

・非動力船は、動力船と行き会う場合には徐行し、又は減速し、動力船に航路を譲るものとする。

(運転不自由船の措置)

・運転不自由船は、速やかに停泊し、又は係留するものとする。

(停泊等の制限)

・船舶等は、みだりに停泊し、又は係留しないようにするものとする。

(ごみの投棄等の防止)

・船舶等からは、ごみを投棄し、又は汚水及び油を排出しないようにするものとする。

(河道わん曲部等の通航における留意事項)

・船舶等は、見通しの悪い河道のわん曲部若しくは狭い箇所、河道が交差している地点付近、桁下高の低い橋梁の下部、橋脚間の短い橋梁の下部、閘門付近、船着場付近若しくは船舶等のふくそうする場所を通航し、又は他の船舶等に接近したときは、徐行し、又は減速するものとする。

(事故が発生した場合の措置)

- ・船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届け出るものとする。

(特殊用務船舶の特例)

- (1) 特殊用務船舶がその用務を行うためやむを得ない必要がある場合には、「動力船の通航方法」、「非動力船の通航方法」、「運転不自由船の措置」、「停泊等の禁止」、「河道わん曲部等の通航における留意事項」、「追越し禁止区域」、「行き会い注意区域」、「通航特別区域」の規定は適用しない。ただし、当該用務を行うに当たり必要とされる注意を払うものとする。
- (2) 船舶等は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船舶の進路を妨げないようにするものとする。

(船舶等の存在認識の方法)

- ・船舶等の存在を他の者に認識させる方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 動力船は、他の船舶等の意図若しくは動作を理解することができないとき又は他の船舶等が衝突を避けるために十分な動作をしていることについて疑いがあるときには、当該他の船舶等に対して直ちに急速に短音（約1秒間継続する吹鳴をいう。）5回以上の汽笛信号その他の合図を行うこと。
 - (2) 動力船は、障害物があるため他の船舶等を見ることができない河道のわん曲部その他見通しの困難な区域に接近する場合には、長音（4秒以上6秒以下の時間継続する吹鳴をいう。以下同じ。）1回の汽笛信号その他の合図を行うこと。この場合において、当該動力船に接近する他の船舶等は、その汽笛信号を聞いたときには、長音1回の汽笛信号その他の合図を行うことによりこれに応答すること。
 - (3) 動力船は、むやみに機関のからぶかしをし、又は汽笛等を鳴らさないようにすること。
 - (4) 日没から翌日の日の出までの夜間に通航する場合には、動力船についてはその存在を認識できる灯火を、非動力船については他の船舶等との衝突を防ぐための携帯灯を十分な時間表示すること。
 - (5) 通航中のいかだは、日没から翌日の日の出までの夜間に通航する場合には、各いかだごとに、その存在を認識できる灯火を表示すること。
 - (6) 船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、日の出から日没までの昼間は紅色の旗を見えやすい箇所に掲げ、日没から翌日の日の出までの夜間は紅色の灯火を見えやすい箇所に表示する等、その存在が認識できるようにすること。
 - (7) 作業船は、日没から翌日の日の出までの夜間に通航する場合には、作業している場所を探照灯により照射する等作業中であることを認識できるようにすること。
 - (8) 運転不自由船は、停泊後又は係留後速やかに自船が運転不自由船であることを周知するため、日の出から日没までの昼間は紅色の旗を見えやすい箇所に掲げ、日没から翌日の日の出までの

夜間は紅色の灯火を見えやすい箇所に表示する等、その存在を認識できるようにすること。

(9) 特殊用務船舶は、その用務を行っている間には、原則として紅色の警光灯を表示する等、その用務を行っていることを認識できるようにすること。

(本川と支派川の仕分け)

・本川と支派川の仕分けは、次の表のとおりとする。

交差する河道	本川	支派川
旧淀川（大川）と寝屋川	旧淀川（大川）	寝屋川
寝屋川と第二寝屋川	寝屋川	第二寝屋川
旧淀川（大川、堂島川）と土佐堀川	旧淀川（大川、堂島川）	土佐堀川
土佐堀川と東横堀川	土佐堀川	東横堀川
旧淀川（堂島川、安治川）と土佐堀川	旧淀川（堂島川、安治川）	土佐堀川
土佐堀川と木津川	土佐堀川	木津川
木津川と道頓堀川、尻無川	木津川	道頓堀川、尻無川
旧淀川（大川）、寝屋川と城北川	旧淀川（大川）、寝屋川	城北川

(教習艇の通航方法)

・教習艇は、旗の掲揚その他の方法によって自船が教習艇であることを明示するとともに、他の船舶等の通航に支障を及ぼさないようにするものとする。

(追越し禁止区域)

(1) 次に掲げる区間は、他の船舶等を追い越さないようにする区域とする。

- ①旧淀川（堂島川）の鉾流橋上流端から大江橋下流端まで
- ②土佐堀川の梅檀木橋上流端から肥後橋下流端まで
- ③寝屋川の寝屋川と第二寝屋川の合流点から寝屋川と旧淀川（大川）の合流点まで

(2) (1)の区間を現地において表示する場合は、別表の追越し禁止(1)の標識によるものとする。

(行き会い注意区域)

(1) 曳航船団や大型砂船の航路が限定され回避行動が非常に困難となる次に掲げる区間は、他の船舶等との行き会いについて特に注意する区域とする。

- ①旧淀川（堂島川）の鉾流橋上流端から大江橋下流端まで
- ②土佐堀川の梅檀木橋上流端から肥後橋下流端まで
- ③寝屋川の寝屋川と第二寝屋川の合流点から寝屋川と旧淀川（大川）の合流点まで

(2) (1)の区間を現地において表示する場合は、別表の行き会い注意(2)の標識によるものとする。

(通航特別区域における適用事項)

・通航特別区域における船舶等の通航方法は、「船舶等の通航方法」から「本川と支派川の仕分け」までに定めるところによるほか、「通航特別区域」から「水門施設管理区域」までに定めるところ

ろによるものとする。

(通航特別区域)

- ・東横堀川の平野橋上流端から道頓堀川深里橋下流端までの区間を通航特別区域とし、河道の狭隘等により船幅5mを超える船舶等の通航は原則できないものとし、次に掲げる水域については、「水域番号2における通航方法」、「水域番号4における通航方法」により通航するものとする。ただし、河川管理者が行う河川工事もしくは河川管理者が河川管理上必要と認めた場合はこの限りではない。

水域の指定

河川名	水域番号	区 間
東横堀川	1	葭屋橋上流端から平野橋上流端まで
	2	平野橋上流端から上大和橋下流端まで
道頓堀川	3	上大和橋下流端から日本橋下流端まで
	4	日本橋下流端から深里橋下流端まで
	5	深里橋下流端から日吉橋下流端まで
	6	日吉橋下流端から木津川合流点まで

(水域番号2における通航方法)

- (1) 水域番号2の区域においては、船舶等の回転をしないようにするものとする。
- (2) 船舶等の行き会い又は追い越しについては、幅広区間（阪神高速道路の橋脚間）で航路を譲る船舶等が待避し、十分に安全が確保された場合に限定する。
- (3) 第1項及び第2項の通航方法を現地において表示する場合は、別表の回転禁止(5m)(4)、行き会い・追越し禁止(5)の標識によるものとする。

(水域番号4における通航方法)

- (1) 水域番号4の区域においては、船舶等の回転及び幅広区間（阪神高速道路の橋脚間及び切り欠き部）以外での行き会い又は追い越しをしないようにするものとする。
- (2) 前項の通航方法を現地において表示する場合は、別表の回転禁止(4)、行き会い・追越し禁止(5)の標識によるものとする。

(水門施設管理区域の通航方法)

- (1) 船舶等は、水門施設管理区域を通航する場合には、信号に従って通航するものとする。また、水上バイク等、開門通過に伴って水位の変動から、安定した停船が困難な船舶等は通航すること

ができない。






(2) 船舶等は、他の船舶等が既に水門施設管理区域に進入しているときは、当該他の船舶等が通過し終わるまで水門施設管理区域に進入することができない。

(雑則)

- ・この指針に定めるもののほか、本指針の対象とする水域における船舶等の通航は、海上における船舶等の通航の例による。

別表 河川通航標識



本標識

追越し禁止(1)	行き会い注意(2)	船幅制限(5m)(3)
		
回転禁止(5m)(4)	行き会い・追越し禁止(5)	
		

備考

1. 表示

- (1) 必要に応じて、本標識の上下、左右に補助標識を付けるものとする。
- (2) 本標識と補助標識の組み合わせは、次の例示のとおりとする。

追越し禁止区域	行き会い注意区域
	



2. 寸法

- (1) 本標識の寸法は、河川等の形状、船舶等の通航状況及び視認可能性等を踏まえ、適宜決定するものとする。
- (2) 補助標識は、本標識の寸法に応じた寸法とする。

3. 色彩

- (1) 本標識については、枠及び斜めの帯を紅色、数字、矢印及び図形を黒色、地を白色とする。
- (2) 補助標識については、文字を黒色、地を白色とする。